

子どもの権利条約

子どもの権利条約は大きくわけて次の4つの子どもの権利を守るように定めています。
そして、子どもにとっていちばんいいことを実現しようとしています。

1. 生きる権利



防げる病気などで命をうばわれないこと。病気やけがをしたら治療を受けられることなど。



2. 育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

3. 守られる権利



あらゆる種類の虐待(ぎゃくたい)や搾取(さくしゅ)などから守られること。障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特に守られることなど。



4. 参加する権利

自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動をおこなったりすることなど。

※子どもの権利条約は、児童福祉法第1条の「児童の福祉を保障するための原理」にもうたわれています。

あさか 子育てガイドブック 2025年度版

令和7年5月発行

発行

朝霞市／株式会社サイネックス



朝霞市HP



サイネックスHP

無断で複写、転載することをご遠慮ください。
QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

制作

株式会社サイネックス 東京本部
〒102-0083
東京都千代田区麹町5-3
TEL.03-3265-6541(代表)

制作

株式会社サイネックス 埼玉支店
〒330-8541
埼玉県さいたま市大宮区土手町1-49-8
TEL.048-643-7120

※掲載している広告は、令和7年4月現在の情報です。